

新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業 委託実施要項

令和4年3月17日
大臣官房長決定

1. 趣旨

Society5.0時代として、社会の在り方が大きく変化しつつある中、子供たち一人一人を大切に、また、互いを尊重し、協働しながら問題を解決していく資質・能力を育成することが、学校教育の大きな課題になっている。こうしたなかで、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための改革が必要とされている。

文部科学省では、令和3年1月より、有識者会議を設置し、新しい学びを実現する学校施設の在り方や推進方策等について検討を行った。本委託事業は、現在、学校施設整備を検討している学校設置者等を対象として、同有識者会議における検討を踏まえ、新時代の学びを実現する施設環境を発案・具体化するような施設整備に関する基本計画の策定及び計画・設計プロセスの整理を実施することに対して、委託費について支援を行う。そして、文部科学省において、この取組を通じて得られた知見の横展開を図るものである。

2. 事業の委託先

以下のいずれかの主体（以下「学校設置者等」という。）に対して委託を行う。

(1) 国公立の小中学校等（義務教育学校、中等教育学校（前期課程）を含む）の設置者

(2) (1)以外の国内の法人（特定非営利活動法人、民間企業等）

※(2)の場合、学校施設整備を検討している学校設置者と連携して実施すること

3. 委託事業の内容

以下の(1)から(4)のいずれの項目も満たすものとする。

(1) 学校設置者等はコンサルタント等と連携し、学校建築や学校教育の有識者、学校ICTの専門家、学校関係者、地域住民、首長部局等を交えた協議会を設置し、当該協議会から指導・助言を受けながら、対象とする学校施設の基本計画等を策定する。

(2) 各学校種の学習指導要領や「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）に示す考え方や方向性を参考にするとともに、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 新しい時代の学校施設検討部会」の報告（※）で示した「未来思考」を基本とし、以下に示す視点（例）等を参考にした上で、創意工夫により、特色・魅力ある学校づくりを検討・計画するものとする。その際、施設ありきの検討ではなく、どのような学び・教育活動を実現したいのか、そのためにどのような施設環境・空間が求められるのか、実現したい学び・教育の姿と施

設・空間の姿を一体として検討する。

計画策定の対象としては、学校施設全体の整備モデルのみならず、部分的な教室空間モデル（例えば、柔軟で創造的な教室空間づくりにフォーカスを当てた改修モデルの検討、地域の人づくりや魅力向上のための共創空間にフォーカスを当てた整備モデルの検討など）を扱った検討事例も委託事業の対象として扱う（「安全・安心な教育環境の整備」のみを対象とした検討は委託事業の対象から除く）。

（新しい時代の学びを実現するための学校施設整備の視点（例））

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間の整備

（例）・1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室空間の整備

・単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びを実現するような創造的な空間への転換

・学校施設全体を学びの場として捉え、階段状の空間を、ステージやプロジェクト等を備えた発表・表現の場として転換

○新しい生活様式を踏まえた、健やかな学習・生活空間の整備

（例）子供たちの居場所となる温かみのあるリビング空間の整備

○地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間の整備

（例）他の公共施設との複合化等により、多様な知が集積し新しい価値を生み出す施設の整備

○子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境の整備

（例）防災拠点として、避難所としての防災機能に配慮した施設の整備

○脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境の整備

（例）ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化により脱炭素を実現する施設の整備

※「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について～School for the Future「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する～」（最終報告案）（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議新しい学校施設検討部会（第10回）配布資料）参照

（3）策定した基本計画に係るビジュアルイメージを作成する（計画した学校施設において、どのような新しい時代の教育が可能となるのかという目指す学びの姿のイメージを必ず含める）。

（4）文部科学省が実施する、事業実施者を対象としたキックオフミーティングやワークショップ等に参加し、検討状況等について報告するとともに、新しい時代の学びの姿や学校の姿、具体的な施設環境について議論を行い、必要に応じ計画に反映させること。事業の進捗については、概ね、以下の内容・スケジュールでフォローすることを想定しているが、必要に応じ、文部科学省から担当者に連絡し、進捗の状況を聞き取ることがある。

○契約締結：令和4年6月下旬頃

- キックオフミーティング：令和4年7月中旬頃
- 解決すべき課題や検討の方向性の共有：令和4年8月中
 - ※各プロジェクトにおいて第1回協議会を経た課題や方向性を共有
- 中間報告：令和4年9月～10月
- 最終報告：令和5年2月～3月

4. 実施体制

- (1) 本事業の実施にあたり、学校建築や学校教育の有識者、学校ICTの専門家、学校関係者、地域住民、首長部局等から構成される協議会を置くこと。(学校建築や学校教育の専門家については、必要に応じて文部科学省が紹介するアドバイザーを含めること)
- (2) 協議会は、実施方法の検討、課題整理、施設環境の検討、基本計画の策定等にあたり指導・助言等を行う。
- (3) 専門的な調査・検討にあたっては、民間企業等のコンサルタント・設計事務所等への再委託を行うことも妨げない。
- (4) 事業の委託先が「2. 事業の委託先」の(2)の場合には、事業実施のための必要な学校設置者を指定すること。

5. 委託期間

契約を締結した日から令和5年3月16日(木)までとする。

6. 委託手続

- (1) 学校設置者等が事業の委託を受けようとするときは、別紙1の委託事業計画書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された委託事業計画書の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、学校設置者等と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

7. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で「3. 委託事業の内容」に要する経費(人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、図書購入費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託を受けた学校設置者等が本委託実施要項若しくは本契約の定め違反したとき、委託事業の遂行に当たり不正若しくは不当な行為を行ったとき、又は、委託事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (3) 本事業は、基本計画の策定に要する経費を対象とし、施設・設備整備費は対象としない。

8. 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

9. 事業完了（中止）の報告

委託を受けた学校設置者等は、委託事業が完了したとき（契約を解除したときを含む）又は中止したときは、別紙2の委託事業完了（中止）報告書を作成し、完了（中止）した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日までのいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

10. 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、前項により提出された委託事業完了（中止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、学校設置者等へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11. 成果報告書の提出

委託を受けた学校設置者等は、「10. 委託費の額の確定(1)」の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内又は事業が完了した日から45日以内のいずれか早い日までに、「3. 委託事業の内容」に関する成果報告書及びその概要版を作成し、文部科学省に電子媒体で提出すること。

12. その他

(1) 検討の対象が公立小中学校等の場合、基本計画策定後の工事に係る経費については、学校施設環境改善交付金等の国庫補助事業（補助要件を満たすもの）の事業採択と連動した積極的な支援を予定している。なお、設計及び工事に要する標準的な期間は、原則、基本計画策定後の翌年度から2か年とする。

(2) 本委託事業の成果は今後整備が行われる全国の学校のモデルとなることも踏まえ、過大とならない適切な基本計画を策定すること。また、文部科学省その他を通じ情報発信を行い、事業の成果について幅広く関係者との共有を図ること。

(3) 文部科学省は、学校設置者等における委託事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講じるよう求める。

(4) 文部科学省は、委託事業の実施に当たり、学校設置者等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため、有識者の紹介等の協力をする。

(5) 文部科学省は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(6) 学校設置者等は、本委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(7) 学校設置者等は、適宜、委託事業の実施状況等について、文部科学省に報告する。

(8) 本委託実施要項に定める内容以外の具体的な事務手続等については、「大臣官房文教施設企画・防災部委託事業実施要領」による。

(9) 本委託実施要項に定める事項のほか、本委託事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

委託事業計画書

文部科学省大臣官房長 殿

団 体 名

所 在 地

代表者・氏名 ○ ○ ○ ○

※請求書・銀行口座情報と基本的に同一

(所在地・代表者等変更の場合は、変更届を提出)

「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」の実施について、次のとおり委託事業計画書を提出します。

I 委託事業の内容

1. 事業題目

※ 業務の趣旨・目的を明確かつ簡潔に記載

2. 事業の内容

(1) 事業の概要

※ 事業の趣旨、目標（域内全体の課題等も含む）、特徴（モデル事業としての先進性など）等について、簡潔に記載（200～300字程度）

(2) 事業の実施対象施設の概要

①既存施設の場合

- ※ 対象施設名（複合化の計画であれば、複合する側の施設名も含む）、施設の基本情報（現行の児童生徒数や延べ床面積、建築構造、築年数、改築・改修の別）
- ※ 部分的な空間のみを検討の対象とする場合は、上記に併せて、対象範囲とする空間の床面積、用途等の情報を明記すること

②新設の場合

- ※ 対象施設名（複合化の計画であれば、複合する側の施設名も含む）、現時点で想定される施設の基本情報（児童生徒数や延べ床面積、建築構造）
- ※ 部分的な空間のみを検討の対象とする場合は、上記に併せて、現時点で想定される空間の規模感、用途等の情報を明記すること

(3) 事業の現時点での課題及び目標等

※ 「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業委託実施要項」（以下「委託実施要項」という。）「1. 趣旨」を踏まえ、受託予定者において考えている事業の目的を記載

① 既存施設の場合

(実施対象施設の抱える課題やニーズ（必要に応じ、域内全体の課題等も含む）、それを踏まえた、現時点でイメージしている整備後の目指す姿の概要を記載)

② 新設の場合

(施設新設に当たっての背景（課題・ニーズ）、それを踏まえた、現時点でイメージしている整備後の目指す姿の概要を記載)

(4) 具体的な取組内容及び進め方

※ 事業を実施するに当たり、委託実施要項「3. 委託事業の内容」を参考にとりて、実施し

		針の検討)		
月	〇〇県××市立〇〇小学校 視察			出席者〇〇名 名簿は別紙
月	地域住民へのヒアリング調 査	第1回〇〇ワークシ ョップ	本省 協議	本省協議出張〇〇名
月	基本計画・ビジュアルイメー ジ（事務局素案）完成	第〇回〇〇協議会 （基本方針・ビジュ アルイメージ素案完 成）		出席者〇〇名 名簿は別紙
：	：	：	本省	本省協議出張〇〇名：
：	：	：	協議	
3月	報告書提出（基本方針・ビジュアルイメージ含む）			提出部数〇〇部 送付先は下記 10. に記載

※ 事業計画と委託対象経費内訳との記載内容の整合性をとること

7. この業務に関連して委託費・補助金等を受けた実績

委託費・補助金等の名称	相手方	金額	年度	業務項目

8. 知的財産権の帰属

※ 「知的財産権は乙に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は全て甲に帰属する。」のいずれかを選択して記載すること（甲：文部科学省大臣官房長、乙：受託予定者）。

※ 知的財産権については、「大臣官房文教施設企画・防災部委託事業実施要領」第 27 条の規定のほか、同要領第 2 条に定める委託契約書第 21 条等に詳細な規定があるため、留意すること。

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託費（単位：円）	
	円

※ 再委託先が決定している場合は、その内容について明確に記すこと。まだ決定していない場合は、その旨を明記するとともに、再委託しようとする時期及びその業務内容について、できるだけ具体的に記すこと。

(2) 履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方が更に再々委託を行うなど、複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名	
再々委託を行う業務の範囲	

10. 報告書送付先（電子媒体）

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 (1箇所)
○○○○○○○ (○箇所)

※ () 内は送付箇所数を記載

11. 技術的支援に関する事項

技術的支援の相手方の住所及び氏名	
技術的支援を行う業務の範囲	
技術的支援の必要性	
所要経費（単位：円）	
	円

II 委託事業経費
1. 経費予定額

(単位：円)

費目	内 訳	小 計
人件費	資料整理アルバイト料 ○人×○日×○○円=○○円	
諸謝金	○○協議会 会議出席謝金 ○人×○回×○○円=○○円	
旅 費	委員出席旅費 ○人×○回×○○円=○○円 (出発地-開催地) ○人×○回×○○円=○○円 (出発地-開催地) 本省協議出張旅費 ○人×○回×○○円=○○円 (出発地-文部科学省) ※出発地、到着地を明確にすること ※委員等旅費については委員謝金受給者との整合性をとること	
借損料	会場借料 ○時間×○回×○○円=○○円 ※会議出席謝金・会議費の回数と整合性をとること	
消耗品費	コピー用紙代 ○○円×○冊=○○円 事務用品 (DVD、写真代) ○○円 ※購入するものについては、事業自体に係るものについては、品名 (単価、数量を記入すること) を記載することとし、事業を実施するために事務的に係る事務用品費については、単価 1,000 円以上のものみ記載も可能。(その場合、「事務用品費 (主な事務用品を限定列举) 」)	
図書購入費	図書購入費 (参考図書) ○○円×○冊=○○円 ※異なる図書を購入する場合には別々に記載 (内訳として添付することも可)	
会議費	○○協議会 茶代 ○○人×○回×○○円=○○円 ※会議出席謝金受給者数、会議室借料の回数と整合性がとれるようにすること (例) お茶代 お茶 5,000 円分 (○名×○回分) 事務担当者 2 名分含む	
通信運搬費	○○協議会 協議会開催通知郵送料 ○人×○回×○○円=○○円 報告書郵送料 ○人×○回×○○円=○○円 ※報告書送付先を計画書内に盛り込むこと	
雑役務費	報告書印刷費 ○○部×○○円=○○円 ※単価については割戻しで無理に算出しないこと ※異なる図書を購入する場合には別々に記載 (内訳として添付することも可) ※技術的支援に係る経費は雑役務費に計上すること	
再委託費	○○に関する事業 ○○円 ※委託の相手方の住所、氏名、委託業務の範囲、委託の必要性の確認が行える書類を添付すること	
消費税相当額 (不課税対象経費 項目のみ計上)	消費税相当額 ○○○○円 ○○○○分 ○○○○円 ○○○○分 ○○○○円	
一般管理費		
合 計		

- ※ 金額については円単位で算出し、課税対象経費項目については消費税を内税として計上すること。
- ※ 各経費の積算根拠及び単価根拠を明確にし、根拠となる資料を用意すること。
- ※ 都道府県、政令指定都市、市区町村は、人件費及び一般管理費を計上することができないので留意すること。
- ※ 人件費については、額の確定をする際に、以下の書類が必要となるので留意すること。詳細については文部科学省の指示に従うこと。

- 単価について：受託者において定められている単価規程等に基づいて計算することとしているが、その際、当該単価規程等が公表されていることが分かるもの、他の官公庁で当該単価の受託実績があることが分かるもの、官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があることが分かるもののいずれかを要する。
 - 時間について：人件費の対象となっている事業従事者の業務日誌の写しを要する。
- ※ 経費の計上に当たっては、別紙「経費計上の留意事項等」を参照すること。

2. 再委託に係る経費内訳

機関名： (単位：円)

費目	種別	内訳	経費予定額
		小計	
合計			

3. 技術的支援に係る経費内訳

機関名： (単位：円)

費目	内訳	経費予定額
	小計	
合計		

III その他

1. 経理担当者（責任者及び事務担当者）

（責任者）

所属・役職

氏名

電話番号・FAX

（事務担当者）

所属・役職

氏名

電話番号・FAX

- ※ 責任者については、本委託事業に係る経理責任者を記入すること。
- ※ 事務担当者は、実際に当省委託課（室）との窓口となる者を記入すること。

(別紙)

事業の実施体制名簿及び〇〇協議会出席者名簿 (計〇名)

氏名	所属及び役職	居所	委員会 委員※	旅費			謝金		
				第 1回	・ ・	第 △回	第 1回	・ ・	第 △回
△△ △△	〇〇大学教授	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	○	○	・ ・	○	○	・ ・	○
△△ △△	〇〇研究所研究員	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	○	○	・ ・	○	○	・ ・	○
△△ △△	〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	○	-	・ ・	-	○	・ ・	○
△△ △△	〇〇市 △△課担当官	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	×		・ ・			・ ・	
△△ △△	〇〇小学校校長	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	×		・ ・			・ ・	
	アドバイザー		×						
:	:	:			:			:	

(○ : 出席・× : 欠席・- : 対象外)

- ※ 協議会委員となっている者は上記表中に○を記載すること。また、委員以外の者は×を記載し、旅費や謝金の欄は空欄とすること。
- ※ 協議会委員がまだ決定していない場合は、その旨を明記するとともに、委員の専門分野等についてできるだけ具体的に記すこと。
- ※ 文部科学省の紹介によるアドバイザーは採択決定後に確定するため、氏名、居所、旅費、謝金欄は空欄とすること。

別添

※ 経費計上の留意事項等

- ① 本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。
- ② 本事業における経費については、他の経費と明確に区分し経理すること。
- ③ 人件費（社会保険料等を含む）については、雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を判断の上、計上すること。人件費の単価について、受託者において定められている単価規程等に基づいて計算することとしているが、その際、当該単価規程等が公表されていることが分かるもの、他の官公庁で当該単価の受託実績があることが分かるもの、官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があることが分かるもののいずれかを要する。これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を期さない限度において業務計画書の予算の範囲内で、別に単価を定めて支給することができるが、文部科学省と協議し、他の算出方法及び業務内容等を基に適切に定める。
- ④ 諸謝金については、外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものとする。（業者等との契約による場合は、雑役務費に計上すること。）なお、菓子折、金券の購入は認められない。
- ⑤ 旅費については、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律及び団体の旅費規程を準用した額とする。（移動費、宿泊費、日当等）航空会社のマイレージポイント等、ポイントの類は取得しないこと。回数券プリペイドカード等の購入は対象外とする。
- ⑥ 諸謝金、旅費等については、その対象・内訳等が分かる書類を添付すること。その他の経費についても内訳が分かる見積書等の書類を添付すること。
- ⑦ 借損料については、会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載のこと。）を対象とする。委託経費の対象となる借り上げ期間は、事業実施期間中に限る。
- ⑧ 消耗品費については、各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を対象とする。ポイントの取得等による個人の特典は認められない。備品に該当する可能性のあるものを購入する場合は、事前に相談（真に必要となる備品のみ計上を認める。）すること。
- ⑨ 会議費については、会議を開催する場合のお茶、ミネラルウォーター、弁当代であり、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類などは対象としない。（団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知及び議事要旨（録）を作成しない打合せ程度のものは対象としない。）
- ⑩ 通信運搬費については、はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料とする。なお、切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。
- ⑪ 雑役務費については、会議資料、報告書、その他事業実施に係る印刷物等の印刷製本又は複写（見積書・請求書等には印刷・製本仕様を記載のこと。）、記録用写真フィルムの現像及びプリントに要する経費、会場設営、調査研究に係るデータ集計・入

力等の役務（業者との契約により行うもの）の請負に対して支払うもの、対象経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は認められない。）とする。

- ⑫ 消費税相当額については、団体が課税事業者（納税義務者）で、不課税経費を計上している場合に、それに該当する消費税相当額のみ計上すること。この場合、課税事業者である旨を確認できる書類を添付すること。（業者等に支払う消費税額については、当該経費区分に税込額を計上すること。）
- ⑬ 一般管理費については、当該委託事業分として経費の算定が難しい光熱水量や電話料、FAX送受信料、複写機保守料、管理部門の人件費（管理的経費）等に係る経費であり、委託事業の直接経費（人件費、事業費）の10%の範囲内で、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率及び受託者の受託規定に定める一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算定する。
- ⑭ 再委託費については、受託者の子会社や関連企業へ再委託する場合、再委託先の支出に該当する経費については、利益控除等を適切に行うこととし、その旨を確認できるよう経費の説明を付記する等により、明らかにすること。また、各費目において受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにするかのいずれかの対応を行うことを条件に付記する等、取引の透明性について合理的な説明ができるようにすること。
- ⑮ 上記に記載する経費以外の経費については、原則として本事業の対象経費としない。

令和 年 月 日

委託事業完了（中止）報告書

文部科学省大臣官房長 殿

団体名

所在地

代表者・氏名 ○ ○ ○ ○

※請求書・銀行口座情報と基本的に同一

(所在地・代表者等変更の場合は、変更届を提出)

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で委託を受けた「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」について、全ての事業が完了（又は、中止）しましたので、委託契約書第 12 条の規定により、下記のとおり御報告します。

1. 事業委託期間 令和 4 年〇月〇日～令和 5 年 3 月 16 日

2. 委託事業の概要 ※全体の概要を記入

(1) 委託事業の趣旨 ※概要を記入

(2) 委託事業の内容及び方法

①〇〇協議会

※概要を記入（事業計画と委託対象経費内訳との整合性がとれるように）

②〇〇ワークショップ

※概要を記入（事業計画と委託対象経費内訳との整合性がとれるように）

③〇〇基本計画・ビジュアルイメージの策定

※概要を記入（事業計画と委託対象経費内訳との整合性がとれるように）

(3) 委託事業の実施日程

実施時期	計画事項			摘要
	①〇〇調査、基本計画・ビジュアルイメージの作成	②〇〇協議会	本省協議	
委託決定	資料収集			
月	基本計画・ビジュアルイメージ策定方針（事務局案）の検討	第 1 回〇〇協議会（基本方針・ビジュアルイメージ策定方針の検討）		出席者〇〇名 名簿は別紙
月	〇〇県××市立〇〇小学校視察			出席者〇〇名 名簿は別紙
月	地域住民へのヒアリング調査	第 1 回〇〇ワークショップ	本省協議	本省協議出張〇〇名
月	基本計画・ビジュアルイメージ（事務局素案）完成	第〇回〇〇協議会（基本方針・ビジュアルイメージ素案完成）		出席者〇〇名 名簿は別紙
:	:	:	本省協議	本省協議出張〇〇名
:	:	:		

--	--	--	--	--

(4) 報告書添付書類

- ①事業収支決算書（別添イ）
- ②委託契約書第 12 条に定める支出を証する書類の写し

(別紙)

事業の実施体制名簿及び〇〇協議会出席者名簿 (計〇名)

氏名	所属及び役職	居所	委員会 委員※	旅費			謝金		
				第 1回	・ ・	第 △回	第 1回	・ ・	第 △回
△△ △△	〇〇大学教授	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	○	○	・ ・	○	○	・ ・	○
△△ △△	〇〇研究所研究員	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	○	○	・ ・	○	○	・ ・	○
△△ △△	〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	○	-	・ ・	-	○	・ ・	○
△△ △△	〇〇市 △△課担当官	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	×		・ ・			・ ・	
△△ △△	〇〇小学校校長	〇〇県〇〇市〇〇 町△-△	×		・ ・			・ ・	
	アドバイザー		×						
:	:	:			・ ・			・ ・	

(○ : 出席・× : 欠席・- : 対象外)

- ※ 委員会委員となっている者は上記表中に○を記載すること。また、委員以外の者は×を記載し、旅費や謝金の欄は空欄とすること。
- ※ 協議会委員がまだ決定していない場合は、その旨を明記するとともに、委員の専門分野等についてできるだけ具体的に記すこと。
- ※ 文部科学省の紹介によるアドバイザーは採択決定後に確定するため、氏名、居所、旅費、謝金欄は空欄とすること。

2. 決算費目別内訳

(A) 支出

(費目) 人件費

氏名	金額(円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備考
計				

(費目) 諸謝金

氏名及び 支払先	役職等	時間 又は 回	単価	金額(円)	対象期間	用務等	支払年月日	備考
					年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日	請求書 番号 No.
					年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日	請求書 番号 No.
計								

(費目) 旅費

氏名	役職等	金額(円)	旅行期間	用務	用務先	支払年月日	備考
			年 月 日 ~ 年 月 日			年 月 日	請求書 番号 No.
計							

(費目) 借損料

内訳	使途	利用年月日	時間等	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備考
		年 月 日				年 月 日	請求書 番号 No.
計							

(費目) 消耗品費

品名	数量 (部)	単価 (円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備考
				年 月 日	年 月 日	年 月 日		請求書 番号 No.
計								

(費目) 図書購入費

品名	数量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	備考
				年 月 日	年 月 日	年 月 日	請求書 番号 No.
計							

(費目) 会議費

品名	会議名	利用年月日	数量 (人)	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備考
		年 月 日				年 月 日	請求書 番号 No.
計							

(費目) 通信運搬費

品名 (内訳)	数量 (部)	単価(円)	金額(円)	発注 年月日	完了 年月日	支払 年月日	備考
				年 月 日	年 月 日	年 月 日	請求書 番号 No.
計							

(費目) 雑役務費

内 訳	数量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備考
				年 月 日	年 月 日	年 月 日	請求書 番号 No.
計							

(費目) 再委託費

再委託 業務課題	再委託先名	金額(円)	支払年月日	備考
			年 月 日	
計				

(費目) 消費税相当額

種 別	金 額(円)	備 考
消費税相当額		(人件費+〇〇費+・・・) × 消費税率

(費目) 一般管理費

種 別	金 額(円)	備 考
一般管理費		上記経費 × 〇〇%

(B) 収入

種 別	摘 要	金 額(円)	備 考
委 託 費 の 額	年 月 日付け委託契約に 基づく委託費		
自 己 調 達 額			
そ の 他			
計			

委託契約書（案）

支出負担行為担当官文部科学省大臣官房長 《氏名》（以下「甲」という。）と《受託者を記入》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。

（1）委託事業名 新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業

（2）委託事業の内容及び経費は、（別添）委託事業計画書のとおり。ただし、第9条の規定による事業計画変更承認後は変更委託事業計画書のとおりとする。

（3）委託期間 契約締結日から令和5年3月16日

（委託事業の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業委託実施要項」等及び（別添）委託事業計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を（別添）委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第6条 乙は、委託事業の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された（別添）委託事業計画書に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正

な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

- 5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された（別添）委託事業計画書に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
- 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

(事業の変更)

第9条 乙は、第33条に規定する場合を除き、（別添）委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の2割未満で増減する場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(事業の廃止等)

第10条 乙は、委託事業を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託事業完了（廃止）報告)

第11条 乙は、委託事業が完了したとき、又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止）報告書を作成し、完了日又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(調査)

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託事業が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

(額の確定)

第13条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第14条 前2条の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

- 第15条 甲は、第13条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。
- 2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振込むものとする。
 - 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
 - 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予決令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

- 第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第13条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。
- 2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、年利〇%の割合より算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

- 第17条 乙は、第13条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内に又は委託事業の完了した日から45日以内のいずれか早い日までに、委託事業成果報告書を電子媒体で甲に提出するものとする。

(資産の管理及び財産権の移転)

- 第18条 乙は、委託事業を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。
- 2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託事業により取得したものである旨を標示しなければならない。
 - 3 乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。
 - 4 乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

(知的財産権の範囲)

- 第19条 委託事業の実施によって得た委託事業上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種

苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
 - (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
 - 3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第20条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託事業の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託事業の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第22条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

- 第21条 乙は、第20条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物にかかる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の報告)

- 第22条 乙は、委託事業の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、委託事業により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託事業の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第24条第3項に規定する場合を除く。）は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 6 乙は委託事業の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第23条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第20条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第24条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第20条、第21条、第26条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第20条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第25条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第26条 甲及び乙は、協議の上、委託事業の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託事業の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第27条 乙は、第20条第2項に該当する場合、委託事業の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - (2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託事業の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備)

第28条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託事業を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託事業に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第29条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(個人情報の取扱い)

第30条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- (1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託事業を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託事業完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託事業を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託事業の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による承諾を得るものとする。
- 9 乙は、再委託する場合、再委託先に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（成果の利用等）

第31条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果（第20条第1項に基づき、乙に帰属する知的所有権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託事業の調査）

第32条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

（契約の解除等）

- 第33条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を請求することができる。

（不正行為等に対する措置）

第34条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託事業の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第35条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第36条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第37条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第38条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第39条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第40条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第41条 甲は、第37条、第38条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第37条、第38条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第42条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場

合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第43条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第44条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、直ちに提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

第45条 乙は、この委託事業に関して知り得た事業上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第46条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

改ページ

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房長
(氏名)

印

(乙) 住所
名称及び
代表者名

印

別紙(銀行口座情報)

住所 〒	_____
_____	_____
名称	_____
代表者役職名、氏名	_____

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)			
カナ口座名義 ※通帳に表記されているカナ口座名義を記入		_____	
ゆうちょ銀行以外の金融機関			
金融機関名	_____	支店名	_____
金融機関コード ※"0"を省略せずに必ず4桁で記入	_____	店舗コード ※"0"を省略せずに必ず3桁で記入	_____
預金種別 ※普通預金、当座預金、別段預金のいずれかを記入	_____	口座番号 ※必ず7桁で記入。7桁未満の場合は、頭に"0"を付けて7桁にすること。	_____
ゆうちょ銀行(通帳に表記されている 記号5桁 及び 番号8桁 を記入)			
例)記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要)			
番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)			
ゆうちょ銀行	記号	1	0
	番号	_____ 1	
※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8桁にすること。			

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名、氏名	_____
電話番号	_____
メールアドレス	_____

※2注意 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないか確認のうえ、ご提出ください。